

令和5年度

監査結果報告書

板橋区監査委員事務局

目 次

1	定 期 監 査	1
(1)	政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局及び区議会事務局定期監査結果	2
(2)	資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室及び土木部定期監査結果	4
(3)	区立小・中学校定期監査結果	7
(4)	区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果	9
(5)	子ども家庭部定期監査結果	14
(6)	教育委員会事務局定期監査結果	18
(7)	健康生きがい部及び福祉部定期監査結果	23
2	随 時 監 査 等	26
(1)	財産監査結果報告	27
(2)	財政援助団体等監査結果報告書	29
(3)	工事監査結果（第1回・第2回・第3回）	35
(4)	指定管理者監査結果（継続更新・新規分）	41
(5)	特定項目監査結果（金券類の管理について）	45
3	決算審査	60
4	健全化判断比率審査	64
5	行政監査	67
	〔第1回〕フレイル予防・介護予防事業について（概要）	68
	〔第2回〕スポーツの推進について（概要）	73
6	例月出納検査	77

定期監査

監査対象部局	実施年月日
政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局	令和5年 6月15日(木) 16日(金) 28日(水)
資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室及び土木部	令和5年 6月26日(月) 28日(水) 29日(木)
区立小・中学校定期監査	令和5年11月17日(金) 21日(火) 22日(水) 24日(金)
区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査	令和5年11月13日(月) 14日(火) 15日(水) 12月20日(水) 令和6年 1月16日(火) 18日(木)
子ども家庭部定期監査	令和5年12月15日(金) 18日(月) 12月20日(水)
教育委員会事務局定期監査	令和6年 1月10日(水) 11日(木) 29日(月) 2月 1日(木) 5日(月)
健康生きがい部及び福祉部定期監査	令和6年 1月17日(水) 18日(木) 19日(金)

※掲載は監査委員合議の日付けの順による

令和5年度 政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局
定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和5年6月15日(木)	<p>【政策経営部】 政策企画課、ブランド戦略担当課、財政課、広聴広報課</p> <p>【総務部】 人事課、区政情報課、男女社会参画課（男女平等推進センター含む）</p> <p>【会計管理室】 会計管理室</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局</p>
令和5年6月16日(金)	<p>【政策経営部】 経営改革推進課、IT推進課、施設経営課</p> <p>【総務部】 総務課、契約管財課、課税課、納税課</p> <p>【危機管理部】 防災危機管理課、地域防災支援課</p> <p>【監査委員事務局】 監査委員事務局</p>
令和5年6月28日(水)	<p>【区議会事務局】 区議会事務局</p>

2 監査委員合議年月日 令和5年7月31日(月)

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は以下のとおり。

7 指導事項

資金前渡にかかる不適正な会計事務処理について

防災危機管理課の監査を実施したところ、以下2点の問題点が確認された。

防災危機管理課では、危機対応職員タクシー利用等に関する支出、板橋区災害見舞金の支給及び経費の支出において、東京都板橋区会計事務規則（以下「規則」という。）第82条第1項及び第3項の規定により、毎月必要とする経費の資金前渡を受け、規則第85条の規定により証拠書類を添えて支払期間経過後5日以内に清算を行い、清算残金については翌月に繰越をしている。

- ① 危機対応職員タクシー利用等に関する支出において、令和4年10月28日の夜間に発生した火災による現地出向の際、駐車場代金として500円の支払を行った。当該支払については、本来であれば、令和4年10月分として清算すべきところ、令和4年11月分と合わせて清算を行った。
- ② 板橋区災害見舞金の支給及び経費の支出において、令和5年3月9日に10,000円の災害見舞金2件の支払を行った。災害見舞金の性質から領収書を徴することが困難であるため、支払証明書を作成しているが、誤って20,000円の支払証明書を2件作成し、誤った現金出納簿を作成した。さらに、年度末の清算において支出金額と現金出納簿、現金預金残高の確認を怠り、正当な戻入金額115,000円のところ、95,000円の清算戻入を令和5年4月3日に行った。戻入金額の誤りについては、令和5年5月9日に伝票帳簿と会計処理が異なることに気づき、同日20,000円の歳出戻入をした。

これらの処理は、規則に則っておらず不適正な事務処理である。

加えて、危機対応職員タクシー利用等に関する支出、板橋区災害見舞金の支給及び経費の支出については、ともに令和3年度末に清算戻入手続きの遅延があったため、令和4年度定期監査にて口頭注意を受けている。

資金前渡による支払は、公金支出の公正性を確保するため、事後必ず清算を伴うものであり、その清算は資金前渡受者が資金交付を目的どおりに、かつ適正な内容で債権者に支払をしたことを確認する行為である。

防災危機管理課には、法令遵守の徹底及び会計事務処理の適正化に向けたチェック機能の強化等、再発防止に向けた措置を早急に講じるよう求める。

(防災危機管理課)

令和5年度資源環境部、都市整備部、まちづくり推進室
及び土木部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年6月26日(月)	【資源環境部】 環境政策課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所 【都市整備部】 住宅政策課 【まちづくり推進室】 まちづくり調整課、高島平まちづくり推進課 【土木部】 工事設計課
令和5年6月28日(水)	【都市整備部】 建築指導課 【まちづくり推進室】 鉄道立体化推進課 【土木部】 管理課、みどりと公園課、北部土木サービスセンター
令和5年6月29日(木)	【資源環境部】 資源循環推進課 【都市整備部】 都市計画課、建築安全課 【まちづくり推進室】 地区整備課 【土木部】 土木計画・交通安全課、南部土木サービスセンター

2 監査委員合議年月日 令和5年7月31日(月)

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)
- (5) 平成29年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。(※平成29年度第1回行政監査テーマ「災害に強いまちづくりについて」の措置結果通知分)

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

7 指導事項

区営小茂根一丁目住宅使用料及び共益費の不適正な事務処理について

住宅政策課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

1. 建替減額不適用による使用料の過大徴収

公営住宅法及び東京都板橋区営住宅条例では、公営住宅の建替事業における使用料について、建替後の使用料が建替前の使用料を超えた場合は、差額の一定割合を減額すること（最大5年間。以下「建替減額」という。）を定めている。

住宅政策課は、区営小茂根一丁目住宅（以下「小茂根一丁目住宅」という。）の使用料算定において、建替減額を適用すべき世帯のうち一部の世帯（以下「本件世帯」という。）について適用せず、令和2年10月の入居当初から令和5年1月までの使用料を過大徴収し続けていた。

徴収していた使用料のうち過大徴収していた部分については、民法上、区の不当利得に当たるため、法定利率（年3%）を付して、本件世帯の使用者に返還することとなった。

過大徴収により返還することになった使用料は以下のとおりである。

本件世帯	過大徴収額（A）	法定利息（B）	返還額（A+B）
7世帯	1,900,350円	65,357円	1,965,707円

2. 共益費に該当しない費用の誤徴収

区営住宅は、自室以外の共用部分については使用者が自主管理することを前提としている。そのため、小茂根一丁目住宅の供用開始前に設置された区営住宅では、使用者で組織する自治会等（以下「自治会等」という。）が共用部分を管理し、その管理に係る費用については、各使用者から共益費を徴収し、その費用に充てていた。

小茂根一丁目住宅では、令和2年10月の供用開始当初から自治会等が組織されなかったことから、共用部分を区が管理し、それに係る費用を共益費として徴収してきた。

令和4年11月、住宅政策課が小茂根一丁目住宅の共益費の見直しを行っていたところ、「板橋区営住宅等における共益費等の取扱いに関する要綱（平成29年4月区長決定）」上、区営住宅の使用者から徴収することができる共益費は、

エレベーター保守管理費用の45%に相当する費用（以下「E V保守費用」という。）のみであるにもかかわらず、令和2年10月から令和4年11月まで徴収していた共益費において、E V保守費用以外の共用部分の管理に係る費用や生活援助員（※）を配置するための費用を含めて徴収していたことが判明した。また、徴収していた共益費が、実際の共用部分の管理に要した経費よりも過大であることも判明した。

そこで、住宅政策課は、E V保守費用以外の共用部分の管理に係る費用について、「東京都板橋区営住宅管理代行業務実施取扱要綱（令和5年1月区長決定）」を定め、その徴収の根拠を明確にした。

その結果、本来徴収すべきではない生活援助員を配置するための費用と、過大に徴収していた共益費を使用者へ返還することとなった。金額等は以下のとおりである。

対象世帯	返還額
66世帯	4,176,051円

以上のことから、住宅政策課が行った小茂根一丁目住宅における使用料及び共益費の徴収に関する一連の事務は、不適正な事務処理である。

住宅政策課は、使用料及び共益費の徴収に当たっては、根拠法令等に則った適正な徴収に努めるとともに、再度このような事態を招くことのないよう再発防止に向けた措置を早急に講じるよう求める。

（住宅政策課）

※ 生活援助員：区立高齢者住宅の入居者に対し緊急時対応等の業務を行う者であり、区は社会福祉法人に委託して各区立高齢者住宅に配置している。小茂根一丁目住宅には区立高齢者住宅からの移転者も居住しているため、供用開始当初は区立高齢者住宅と同様に生活援助員を配置していた。

令和5年度区立小・中学校定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年11月17日(金)	志村第一小学校、蓮根小学校、加賀小学校、 下赤塚小学校、高島第五小学校
令和5年11月21日(火)	新河岸小学校、蓮根第二小学校、緑小学校、 板橋第二小学校、中根橋小学校、上板橋小学校、 板橋第二中学校、上板橋第一中学校
令和5年11月22日(水)	志村第三小学校、成増ヶ丘小学校、高島第六小学校、 板橋第一中学校、板橋第三中学校、赤塚第一中学校、 赤塚第二中学校、高島第三中学校
令和5年11月24日(金)	志村第四小学校、紅梅小学校、志村第二中学校、 志村第三中学校、上板橋第二中学校

2 監査委員合議年月日 令和5年12月26日

3 実施場所 各小・中学校

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、令和4年度及び令和5年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。
ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

7 指導事項

不適正な備品管理について

下赤塚小学校の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

下赤塚小学校では、監査実施日現在、885点の備品を保有していたが、保有していた全ての備品において、新財務会計システムから出力される備品シールが貼付されていないことが発覚した。

「物品管理の手引」では「備品とは、その形状、性質を変えずに比較的長期間継続して使用可能であり、かつ保存することができるもので、消費税を含まない本体の購入予定価格が2万円以上の物品」とし、「備品の管理においては、備品シールを貼付する」としている。

平成30年度に運用開始した新財務会計システムでは、旧財務会計システムと備品番号の持ち方が異なることから、会計管理者は「新財務会計システム稼働に伴う会計事務及び物品管理事務の運用変更について」（平成30年3月2日付け29板会第131号）及び「平成30年度供用備品現在高調査について」（平成30年7月9日付け30板会第75号）を発出し、全備品について備品シールを貼り替える必要があること、及び、平成30年度に実施する供用備品現在高調査と同時に備品シールの貼替作業を行う必要があることを通知した。

しかしながら、下赤塚小学校では、平成29年度以前に取得した旧備品シールが貼付されている備品について、新財務会計システムから出力される備品シールへの貼替作業を怠っていた。また、新財務会計システム稼働後に取得した備品についても、備品シールを貼付していなかった。

以上のことから、下赤塚小学校における備品管理は不適正な事務処理である。

学校長は東京都板橋区物品管理規則及び東京都板橋区立学校財務会計事務の特例に関する規則並びに「物品管理の手引」に則った適正な備品管理のための措置を早急に講じるよう求める。

(下赤塚小学校)

令和5年度 区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和5年11月13日(月)	<p>【区民文化部】 常盤台地域センター、南常盤台一丁目集会所、 志村坂上地域センター、志村コミュニティホール、 志村城山公園内集会所、 徳丸地域センター、きたのホール、徳丸石川集会所 志村坂上区民事務所</p> <p>【産業経済部】 ものづくり研究開発連携センター</p>
令和5年11月14日(火)	<p>【区民文化部】 板橋地域センター、下板橋駅前集会所、 仲宿地域センター、仲宿集会所、 富士見地域センター、本町集会所、 蓮根地域センター、ロータスホール、坂下二丁目集会所、 舟渡地域センター、舟渡ホール、 下赤塚地域センター、四葉集会所、 蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所、 美術館</p> <p>【産業経済部】 いたばし観光センター</p>
令和5年11月15日(水)	<p>【区民文化部】 地域振興課、戸籍住民課、文化・国際交流課、 スポーツ振興課</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課、くらしと観光課、 赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>
令和5年12月20日(水)	<p>【産業経済部】 くらしと観光課</p>
令和6年1月16日(火)	<p>【区民文化部】 地域振興課（蓮根地域センター）</p>
令和6年1月18日(木)	<p>【区民文化部】 文化・国際交流課（美術館）</p>

2 監査委員合議年月日

令和6年1月30日(火)

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成28年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※ 平成28年度第2回行政監査テーマ「文化芸術事業について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。また、地域センターにおける準公金の取扱いについて、「8 意見」のとおり、意見を付す。

7 指導事項

- (1) 物品購入における不適正な契約事務について

① 蓮根地域センターの監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 蓮根地域センターにおいて、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、蓮根地域センターは、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和5年度において12月末日現在で3件163,617円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、

支出予定金額(予定価格)以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について(依頼)」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

蓮根地域センターは、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

② 美術館の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 美術館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者(以下「非契約者」という。)が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、美術館は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が2件46,090円、令和5年度が12月末日現在で1件48,180円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則(以下「規則」という。)第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書(電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額(予定価格)以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について(依頼)」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

美術館は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(2) いたばし花火大会における火災事故の発生について

くらしと観光課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

くらしと観光課は、板橋区と板橋区観光協会（以下「観光協会」という。）の主催による「いたばし花火大会」の開催にあたり、「いたばし花火大会共催協定書（以下「協定書」という。）」を締結し、観光協会に対して令和5年度に76,552,000円を負担金として支出している。（今年度中に清算が行われ、一部戻入が生じる見込みである。）

また、くらしと観光課は、くらしと観光課職員が観光協会事務局職員を兼職している状況であり、協定書において定められた板橋区と観光協会の事務を分担し、執行している。

令和5年8月5日に開催された「第64回いたばし花火大会」において、『大ナイアガラの滝』時における下草への延焼事故（以下「延焼事故」という。）が発生し、「第64回いたばし花火大会」は実施プログラムを完遂することなく途中で打ち切りとなり、所期の目的を達成できなかった。

板橋区は、「2023 花火大会火災事故検証会議」を設置し、延焼事故の検証と再発防止に向けた方向性を取りまとめた「第64回いたばし花火大会『大ナイアガラの滝』時における下草への延焼事故報告書」（以下「報告書」という。）を令和5年9月8日に公表した。

報告書では、花火大会の開催が4年ぶりとなったことにより、言語化されたもののほか言語化されていない暗黙知をも含めたノウハウの継承に減衰が発生し、ノウハウに依存した従前のマニュアルが十分に機能しなかったことを反省点としている。

この具体的な事例として、下草の刈込みに関する課題、事前の散水に関する課題、消火要員の配置に関する課題等を挙げているが、いずれの事例も過去に事故が発生していないこともあり、その内容について十分な検討や精査が行われていなかったものである。

くらしと観光課には、報告書に示された方向性に沿う再発防止策を観光協会とともに早急に定め、その対策を実施することにより安全・安心が確保された花火大会の実現に向けた措置を講じるよう求める。

8 意見

令和4年度の定期監査の結果、指摘相当とした大谷口地域センターにおける、いわゆる準公金等の不適切な取扱いについては、令和5年4月13日付け4板区地第952号の2により、措置結果通知を受領したところである。

今回、措置結果に則った事務処理が行われているかについて、監査対象となった地域センターにおいて検証を行ったところ、複数の地域センターで「地域センター事務の手引き」や「準公金の会計事務」（以下「手引き等」という。）が遵守されていない状況が確認された。

これらの中には、多種の準公金を同時に取り扱う必要があることや地域センターの近隣に金融機関が存在しないといった立地条件等が要因となり、手引き等に定められた事務処理基準が、地域センターの実務と必ずしも適合しない面があることが見受けられた。

地域振興課は、手引き等を実効性のあるものとし、より適正な事務執行に努められたい。

令和5年度子ども家庭部定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年12月15日(金)	[保育園] 志村橋保育園、小桜保育園、 高島平もみじ保育園、上板橋保育園、 緑が丘保育園、さかうえ保育園 [児童館] 志村児童館、志村橋児童館、上板橋児童館、 蓮根第二児童館、緑が丘児童館、 さかうえ児童館
令和5年12月18日(月)	子ども家庭総合支援センター (支援課、援助課、保護課、法務担当課) [保育園] 大谷口保育園、高島平つぼみ保育園、 赤塚新町保育園、高島平くるみ保育園、 ゆりの木保育園 [児童館] 新河岸児童館、ゆりの木児童館、 大山東児童館
令和5年12月20日(水)	子ども政策課、保育運営課、保育サービス課、 子育て支援課

2 監査委員合議年月日 令和6年1月30日(火)

3 実施場所 監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲 (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。 (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。 (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。 (4) 令和2年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。 ※ 令和2年度第1回行政監査テーマ「保育所の待機児童対策について」の措置結果通知分

6 監査の結果 一部不適正な事務処理があったので、「指摘」とした。 指摘事項は、次のとおり。

7 指摘事項

(1) 保育運営課

保育運営課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

- ① 保育運営課において、消耗品及び備品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち、契約の相手方以外の見積書が徴取時点において、既に廃業している者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していることを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。
- ② 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、保育運営課は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。
- ③ 以上の案件は、令和4年度が21件7,449,233円、令和5年度が12月末日現在で17件6,461,890円に及んでいた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上を見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が繰り返し行われており、その事務処理は極めて不適正である。

保育運営課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(2) 子育て支援課

子育て支援課及び児童館の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

- ① 子育て支援課及び複数の児童館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち、契約の相手方以外の見積書が徴取時点において、既に廃業している者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していることを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。
- ② 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、子育て支援課及び該当する児童館は、契約の相手方から非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。
- ③ 子育て支援課においては、令和4年度に1件623,876円、児童館においては、監査対象の児童館9館のうち、令和4年度が8館16件793,903円、令和5年度が12月末日現在で4館8件258,502円に及んでいた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、見積書を他社の分も一緒に提出させる行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上を見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある悪質な行為が広範にわたる児童館等で行われている。この事務処理は極めて不適正であり、また、児童館との連絡調整、児童館職員の実務研修及び児童館の運営管理に関することを分掌事務とする子育て支援課がその責務を十分に果たしているとは言い難い。

子育て支援課及び各児童館は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、課及び館内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。さらに、児童館との連絡調整に関すること等を分掌事務とする子育て支援課は、全児童館に対し、同様の措置を早急に講じる必要がある。

令和5年度教育委員会事務局定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和6年1月10日(水)	指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、板橋フレンドセンター、富士見台小学校あいキッズ、板橋第一小学校あいキッズ、板橋第二小学校あいキッズ、板橋第五小学校あいキッズ
令和6年1月11日(木)	教育支援センター、成増教育相談室、生涯学習課、大原生涯学習センター、地域教育力推進課、若木小学校あいキッズ、中台小学校あいキッズ
令和6年1月29日(月)	教育総務課
令和6年2月1日(木)	中央図書館、緑小学校あいキッズ、北前野小学校あいキッズ
令和6年2月5日(月)	学務課

2 監査委員合議年月日

令和6年2月28日(水)

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

(1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 令和2年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※ 令和2年度行政監査テーマ「区立小・中学校におけるICT化の推進について」の措置結果通知分

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項 物品購入における不適正な契約事務について

① 学務課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 学務課において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、学務課は、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が12件593,318円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意

喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

学務課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(学務課)

② 教育支援センター（成増教育相談室）の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 教育支援センター（成増教育相談室）において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、教育支援センター（成増教育相談室）は、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が4件178,340円、令和5年度が1月末日現在で2件82,246円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあっては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」

と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第 65 条第 1 号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく 2 者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成 19 年 7 月 4 日付け 19 板総契第 189 号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2 者以上の見積書を 1 者から徴することにより規則第 35 条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

教育支援センター（成増教育相談室）は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

（教育支援センター）

（成増教育相談室）

③ 生涯学習課の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 生涯学習課が所管する郷土資料館において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。

また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、生涯学習課が所管する郷土資料

館は、契約の相手方から非契約者の見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度が4件 296,290円、令和5年度が1月末日現在で2件 86,614円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成19年7月4日付け19板総契第189号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2者以上の見積書を1者から徴することにより規則第35条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

生涯学習課は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。さらに、郷土資料館との連絡調整に関すること等を所管する生涯学習課は、郷土資料館に対し、同様の措置を早急に講じる必要がある。

（生涯学習課）

令和5年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和6年1月17日 (水)	【健康生きがい部】 長寿社会推進課、介護保険課、 板橋健康福祉センター、志村健康福祉センター、 おとしより保健福祉センター 【福祉部】 生活支援課、生活支援臨時給付金担当課、 板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所
令和6年1月18日 (木)	【健康生きがい部】 国保年金課、予防対策課、感染症対策課、 高島平健康福祉センター、 備品実査（保健所・板橋健康福祉センター） 【福祉部】 志村福祉事務所
令和6年1月19日 (金)	【健康生きがい部】 後期高齢医療制度課、健康推進課、生活衛生課、 上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、 【福祉部】 障がい政策課、障がいサービス課

2 合議年月日

令和6年2月28日（水）

3 実施場所

監査委員室ほか各施設

4 監査の範囲

- (1) 令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務
- (2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、「7 指導事項」のとおり、一部指導を行った。

7 指導事項 物品購入における不適正な契約事務について

① 志村福祉事務所の監査を実施したところ、以下の問題点が確認された。

ア 志村福祉事務所において、消耗品の購入に係る支出関係書類に添付している見積書のうち契約の相手方以外の見積書が、徴取時点において既に廃業していた者（以下「非契約者」という。）が発行した見積書であることが判明した。また、非契約者が既に廃業していたことを含め、非契約者の状況を何ら把握しておらず、適切な手続きにより非契約者から見積書を徴したとは言い難いものであった。

イ 契約の相手方と非契約者は以前の同業者であり、志村福祉事務所は、契約の相手方から契約の相手方と非契約者を見積書を合わせて受領したことが判明した。

ウ 以上の案件は、令和4年度において1件54,945円、令和5年度において1月末日現在で1件54,780円となっていた。

随意契約による契約事務手続きについて、東京都板橋区契約事務規則（以下「規則」という。）第35条に、「区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。」と定めている。

また、「契約事務の手引」には、「規則第65条第1号に規定する契約で、物品の購入等、競争性があるものについては、小規模事業者登録制度に登録している事業者から見積を徴するときなどの例外を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴し、支出予定金額（予定価格）

以下で最低価格を提示した者を契約の相手方とすること」としている。

さらに、平成 19 年 7 月 4 日付け 19 板総契第 189 号「主管課における契約行為について（依頼）」において、「見積書を他社の分も一緒に提出させる」行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に規定する「入札談合等関与行為」に該当する可能性があるとして、注意喚起が行われている。

以上のことから本案件は、2 者以上の見積書を 1 者から徴することにより規則第 35 条及び契約事務の手引に則った事務手続きを装うもので、入札談合等関与行為に該当する可能性がある行為が繰り返し行われており、その事務処理は不適正である。

志村福祉事務所は、契約事務にあたり、法令、規則に則った事務処理の徹底を図るとともに、組織内の事務処理の改善及び職員のコンプライアンスの徹底について厳格に取り組む必要がある。

(志村福祉事務所)

随時監査等

随 時 監 査	実 施 年 月 日
財産監査	令和5年 7月 6日 (木)
財政援助団体等監査	令和5年 9月 1日 (金) 4日 (月) 5日 (火) 6日 (水) 7日 (木) 8日 (金) 11日 (月)
第1回工事監査 (土木)	令和5年 7月 4日 (火)
第2回工事監査 (建築)	令和6年 1月15日 (月)
第3回工事監査 (建築)	2月 8日 (木)
指定管理者監査 (継続更新分)	令和5年10月 5日 (木) 16日 (月)
指定管理者監査 (新規分)	12月 6日 (水) 7日 (木)
特定項目監査 (金券類の管理について)	令和5年4月3日 (月) ~ 令和6年2月28日 (水)

令和5年度財産監査結果報告について

- 1 監査実施年月日
令和5年7月6日(木)
- 2 監査委員合議年月日
令和5年8月30日(水)
- 3 監査対象及び実施場所

監 査 対 象			実 施 場 所
本 審 査	公 有 財 産	総務部契約管財課	監 査 委 員 室 第 三 委 員 会 室 第 四 委 員 会 室
	物 品	会計管理室	
	債 権	総務部契約管財課 健康生きがい部介護保険課 福祉部生活支援課 都市整備部住宅政策課	
	基 金	政策経営部財政課 会計管理室	
備 品 実 査	区役所本庁舎 北館1階から4階の各課 南館1階から4階の各課		対 象 課
現 場 監 査	公 有 財 産	【普通財産】 総務部契約管財課	旧職員住宅新河岸寮 高島平八丁目31番1(地番)
		【普通財産】 政策経営部政策企画課 総務部契約管財課	旧板橋区保健所 板橋二丁目61番7(地番)

4 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度の公有財産、物品、債権についての取得、管理及び処分、基金の管理、運用に関すること。

5 監査の着眼点

(1) 公有財産

- ① 財産の取得及び処分は適正に行われているか。
- ② 財産台帳が整備され、事務処理が適正に行われているか。
- ③ 財産の貸付は法令に従って処理され、管理は適正に行われているか。
- ④ 財産の保全、活用、維持管理は適正に行われているか。

(2) 物 品

- ① 物品の在庫管理及び整理活用は適正に行われているか。
- ② 物品の管理、不用品の処分は適正に行われているか。

(3) 債 権

- ① 債権の管理は適正に行われているか。
- ② 保全、督促等の事務処理は積極的かつ適法に行われているか。

(4) 基 金

- ① 基金の設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。
- ② 管理は適正に行われているか。

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和5年度財政援助団体等監査(政務活動費を除く)結果報告について

1 実施年月日

令和5年9月1日(金)、4日(月)、7日(木)、8日(金)、11日(月)

2 監査対象

(1) 出資団体

No.	団体名	補助金名	所管課
1	板橋区土地開発公社	(交付なし)	契約管財課
2	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団(※)	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金	文化・国際交流課
3	公益財団法人植村記念財団(※)	公益財団法人植村記念財団補助金	スポーツ振興課
4	公益財団法人板橋区産業振興公社(※)	公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金	産業振興課

※印の3団体については補助金交付と重複する団体

(2) 補助金交付団体等

No.	監査対象団体等	施設名	補助金名	所管課
1	社会福祉法人奉優会	優っくりグループ	板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金	介護保険課
2		ホーム板橋栄町	板橋区介護施設開設準備経費補助金	
3		優っくり小規模多機能介護板橋栄町	板橋区地域密着型サービス等整備費補助金	
4	株式会社ヒナコーポレーション	グループホームスリール板橋志村	板橋区介護施設開設準備経費補助金	
5	株式会社めいとケア	めいと板橋三園	板橋区高齢者施設の感染症対策設備整備推進事業補助金	障がいサービス課
6	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団	東京都板橋福祉工場	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	
7	一般社団法人コア	コア・デイケア・センター	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	
8	社会福祉法人向陽会	舟渡保育園	板橋区民間保育所等整備費補助金	保育運営課
9	株式会社エヌエヌシー	サクラナーサリー成増	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	
10			板橋区認証保育所運営費補助金	保育サービス課

No.	監査対象団体等	施設名	補助金名	所管課
11	学校法人加藤学園	まるやま保育園	板橋区認証保育所運営費補助金	保育サービス課
12			板橋区保育士等キャリアアップ補助金	
13	株式会社ポピンズエデュケア	ポピンズナーサリースクールときわ台	板橋区認証保育所運営費補助金	保育サービス課
14	コアラ保育園	コアラ保育園	板橋区認証保育所運営費補助金	保育サービス課
15	本町マンション管理組合	本町マンション	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等工事助成金	建築安全課
16	上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発組合	上板橋駅南口駅前東地区第一種市街地再開発事業	市街地再開発事業補助金	地区整備課
17	学校法人大東文化学園	大東文化大学附属青桐幼稚園	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金（基本分）	学務課
18	学校法人帝京大学	帝京幼稚園	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金（基本分）	
19	学校法人追川学園	徳丸幼稚園	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金（基本分）	
20	成増幼稚園	成増幼稚園	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金（基本分）	
21			板橋区一時預かり事業（幼稚園型）補助金	

(3) 補助金所管課（書類審査対象）

No.	所管課	補助金名	交付先	施設名等
1	スポーツ振興課	公益財団法人板橋区体育協会補助金	公益財団法人板橋区体育協会	
2	長寿社会推進課	板橋区老人クラブ連合会助成金	板橋区老人クラブ連合会	
3	生活支援課	板橋区民生委員・児童委員互助共励会補助金	板橋区民生委員・児童委員互助共励会	
4	障がいサービス課	板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金	一般社団法人 ロッキー	地域活動支援センターロッキー・チャック
5		板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	一般社団法人 ウィズミー	ウィズミー
6		板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	社会福祉法人 ハッピーネット	ゆめの園アクト若葉生活介護事業所
7		板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	医療法人社団翠会	サンライズ 高島平
8		板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	特定非営利活動法人 ジャパンマック	RD デイケア センター

No.	所管課	補助金名	交付先	施設名等
9	保育運営課	板橋区保育所土地賃貸料補助金	社会福祉法人 白鳩福祉会	星樂保育園
10	保育サービス課	板橋区保育士等キャリアアップ 補助金	株式会社コスモメイ トサービス	コスモメイト 成増保育園
11		板橋区保育士等キャリアアップ 補助金	株式会社ソラスト	ソラストときわ 台保育園
12		板橋区保育従事職員宿舎借り上 げ支援事業補助金		
13		板橋区保育士等キャリアアップ 補助金	生活クラブ生活協同 組合	生活クラブ保育 園ぼむ・向原
14		板橋区保育士等キャリアアップ 補助金	特定非営利活動法人 シンフォニア	はぁもにい 保育園
15		板橋区保育サービス推進費 補助金		
16		板橋区定期利用保育事業運営費 補助金	特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	どんぐりのおう ち
17		板橋区保育士等キャリアアップ 補助	ライクキッズ 株式会社	にじいろ保育園 徳丸
18		板橋区保育士等キャリアアップ 補助金	株式会社 WITH	ういず成増 保育園
19		板橋区保育従事職員宿舎借り上 げ支援事業補助金	社会福祉法人 ひいらぎ福祉会	ひいらぎ保育園
20	板橋区保育従事職員宿舎借り上 げ支援事業補助金	社会福祉法人永寿荘	さいわい保育園	

3 監査委員合議年月日
令和5年10月30日(月)

4 実施場所
監査委員室ほか各施設

5 監査の範囲

- (1) 財務関係事務全般（出資団体）
- (2) 令和4年度に区から交付された補助金の出納その他の事務
（補助金交付団体等及び補助金所管課）

6 監査の着眼点

出資団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管課 <ul style="list-style-type: none"> ① 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。 (2) 団体 <ul style="list-style-type: none"> ① 設立目的に沿った事業運営は適切に行われているか。 ② 経営成績及び財政状況は良好か。 ③ 資金の運用は適切か。 ④ 関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。
補助金交付団体等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管課 <ul style="list-style-type: none"> ① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。 ② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。 (2) 団体 <ul style="list-style-type: none"> ① 交付目的に適合した事業を実施しているか。 ② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。 ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備保存は適正か。 ④ 団体における会計経理は適正か、係数に誤りはないか。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、以下の意見を付す。

補助金等の支出を行う所管課は、補助金交付団体等から提出される書類内容を十分に精査すること。その際、要綱等に定める補助目的や交付要件を満たしていることを確認し、要綱等に則った適正な事務処理に努め、その必要性や有効性などの観点からも、適宜、分析・調査すること。

また、必要に応じて現場確認・立入調査を実施するなど、補助目的の達成及び適正な事務執行に努める必要がある。

令和5年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果報告について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和5年9月5日(火)	板橋区議会自由民主党議員団
	板橋区議会公明党
	日本共産党板橋区議会議員団
	長瀬 達也
	五十嵐 やす子
	中妻 じょうた
	高沢 一基
	おばた 健太郎
	井上 温子
	しいな ひろみ
	渡辺 よしてる
	南雲 由子
	こんどう 秀人
高山 しんご	
令和5年9月6日(水)	区議会事務局

2 監査委員合議年月日

令和5年10月30日(月)

3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき関与していない。

4 実施場所

監査委員室

5 監査の範囲

令和4年4月から令和5年4月までに区から交付された政務活動費（補助金）の出納その他の事務

6 監査の着眼点

補助金交付 団体等	<ul style="list-style-type: none">(1) 所管課<ul style="list-style-type: none">① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。(2) 団体<ul style="list-style-type: none">① 交付目的に適合した事業を実施しているか。② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備保存は適正か。④ 団体における会計経理は適正か、係数に誤りはないか。
--------------	---

7 監査の結果

東京都板橋区政務活動費の交付に関する条例及び同施行規則に基づき、また、「政務活動費の手引き（令和4年4月及び令和5年4月板橋区議会発行）」を参考に、令和4年4月から令和5年4月までに交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和5年度第1回工事監査(土木) 結果について

1 実施年月日 令和5年7月4日(火)

2 監査対象

- (1) 工事件名 道路補修工事(2305)
- (2) 場 所 板橋区赤塚八丁目10～14番地先
- (3) 請負金額 53,055,200円
- (4) 工 期 令和5年3月23日～令和5年8月22日
- (5) 請負会社 株式会社SEKI
- (6) 進捗率 60%(監査実施日現在)

3 対 象 課

土木部工事設計課
土木部北部土木サービスセンター

4 監査委員合議年月日

令和5年8月30日(水)

5 実 施 場 所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和5年度第2回工事監査(土木)結果について

1 実施年月日 令和6年1月15日(月)

2 監査対象

- (1) 工事件名 高島平九丁目第二公園改修工事
- (2) 場 所 板橋区高島平九丁目30番地内
- (3) 請負金額 83,270,000円
- (4) 工 期 令和5年7月21日～令和6年3月11日
- (5) 請負会社 株式会社緑峰
- (6) 進捗率 75.0% (監査実施日現在)

3 対 象 課

土木部みどりと公園課、北部土木サービスセンター

4 監査委員合議年月日

令和6年2月28日(木)

5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和5年度第3回工事監査(建築) 結果について

1 実施年月日 令和6年2月8日(木)

2 監査対象

- (1) 工事件名 (仮称) 区営仲宿住宅改築工事
- (2) 場 所 板橋区仲宿 52 番 9 号
- (3) 請負金額 2, 4 2 6, 7 9 8, 0 0 0 円
- (4) 工 期 令和4年6月22日～令和6年12月13日
- (5) 請負会社 群峰・富山建設共同企業体
- (6) 進 捗 率 5 2 % (監査実施日現在)

3 対 象 課

政策経営部施設経営課

4 監査委員合議年月日
令和6年3月28日

5 実 施 場 所

監査委員室及び工事施工場所

6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
 - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
 - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
 - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
 - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
 - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和5年度指定管理者監査（継続更新分）結果について

1 実施年月日 令和5年10月5日(木)、16日(月)

2 監査対象

所管課	対象施設	対象指定管理者
福祉部 障がいサービス課	小茂根福祉園	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会
	赤塚福祉園	社会福祉法人嬉泉
	小豆沢福祉園	社会福祉法人東京援護協会
	三園福祉園	社会福祉法人東京援護協会

3 監査委員合議年月日

令和5年11月30日(木)

4 実施場所

監査委員室ほか各施設

5 監査の範囲

(1) 所管課

令和4年度における各施設の指定管理者に関する財務事務

(2) 指定管理者

令和4年度における施設管理業務に関する出納その他の事務の執行

※施設及び備品の管理状況を含む。

6 監査の着眼点

区 分	所 管 課	指 定 管 理 者
監 査 の 着 眼 点	(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。 (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。 (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。 (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。	(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。 ①施設管理業務の実施状況 ②施設の利用状況 ③事故防止、安全確保への配慮 (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。 (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。 (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。 ①関係帳簿の整備・記帳は適正か。 ②証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和5年度指定管理者監査（新規分）結果について

1 実施年月日 令和5年12月6日(水)、7日(木)

2 監査対象

所管課	対象施設	対象指定管理者
資源環境部 環境政策課	エコポリスセンター	板橋エコみらいプロジェクト
土木部 土木計画・交通安全課	自転車駐車場（環七南・高島平エリア）	NCD・JATRA共同事業体
教育委員会事務局 生涯学習課	教育科学館	CTC共同事業体

3 監査委員合議年月日

令和6年1月30日（火）

4 実施場所

監査委員室ほか各施設

5 監査の範囲

(1) 指定管理者

令和4年度における施設管理業務に関する出納その他の事務の執行

※施設及び備品の管理状況を含む。

(2) 所管課

令和4年度における各施設の指定管理者に関する財務事務

6 監査の着眼点

区 分	所 管 課	指 定 管 理 者
監 査 の 着 眼 点	(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。 (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。 (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。 (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。	(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。 ①施設管理業務の実施状況 ②施設の利用状況 ③事故防止、安全確保への配慮 (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。 (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。 (4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。 ①関係帳簿の整備・記帳は適正か。 ②証拠書類の整備・保存は適正か。

7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし以下の意見を付す。

所管課は、指定管理者から提出される事業報告書及び収支決算等を十分に精査すること。その際、指定管理者が共同事業体である場合には、決算数値及び利益（本社経費を含む）の計上が、共同事業体の全ての構成員の役割分担に基づき適正に行われているかの観点からも、調査・分析すること。

また、指定管理者制度における経理事務等を適正に行うため、区が定める「指定管理者制度の運用に関する指針」において、指定管理者が共同事業体である場合の経理事務等に関し、具体的な処理方針について検討するよう求める。

令和5年度特定項目監査結果について

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「金券類の管理について」

3 監査テーマ設定の趣旨

地方財政法第8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。金券類は板橋区（以下「区」という。）の財産であり、かつ、換金性があることから、盗難や紛失等の事故を防止するため、現金に準じた適正な管理が求められている。

そこで、今年度は「金券類の管理について」を監査のテーマとし、検証を行った。

4 監査の着眼点

- (1) 金券類は計画的に調達され、有効に活用されているか。
- (2) 金券類の管理及び保管方法は適切に行われているか。

5 監査対象及び監査方法

(1) 対象金券類

令和5年4月1日現在、各所属が保有している、以下に該当するもの

- ①表示された金額に応ずる価値を持つと認められる証票類

例) 郵便切手、郵便はがき、レターパック、収入印紙 等

②券面に表示された一定金額の商品又は労務の提供を受ける権利を表章するもの

例) 区内共通商品券、こども商品券、図書カード、都営交通無料乗車券、「はり、きゅう、マッサージ・指圧施術割引券」、駐車場サービス券、入浴券、福祉タクシー券、ごみ処理券、すくすくカード 等

(2) 対象所属

令和5年度の定期監査対象の所属に対し、調書の提出を求め、定期監査に合わせて監査委員による聴取を行った。ただし、東京都板橋区物品管理規則(以下「規則」という。)第10条に規定する「供用者」を置かない所属は対象外とした。

区の物品管理事務を統括する会計管理室に対し、令和6年1月30日(火)に聴取を行った。

6 監査実施期間

令和5年4月3日(月)から令和6年2月28日(水)まで

第2 監査結果

1 金券類は計画的に調達され、有効に活用されているか

(1) 金券類の保有状況

令和5年度特定項目監査対象所属における、令和5年4月1日現在の金券類の保有状況は、表1のとおりであった。

表1 金券類の保有状況

区 分	所属数	構成比
保有している	108	83.7%
保有していない	21	16.3%
合 計	129	100.0%

金券類を保有している所属は、129所属中108所属（83.7%）であり、保有していない所属は21所属（16.3%）であった。

各所属が保有している金券類は、表2のとおりであった。

表2 各所属が保有している金券類の種類（複数回答）

金券類の種類	所属数	金券類の種類	所属数
郵便切手	96	こども商品券	6
駐車券・駐輪券	62	収入印紙	4
郵便はがき	33	ひとり親家庭休養ホーム 事業利用券（※2）	4
レターパック	33	民営バス乗車割引証	3
区内共通商品券	11	はり、きゅう、マッサージ・ 整骨施術割引券	2
現金書留封筒	11	入浴券	2
都営交通無料乗車券	7	図書カード	2
ごみ処理券（※1）	6	その他	8

※1 有料粗大ごみ処理券及び事業系有料ごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を指す。

※2 ひとり親家庭休養ホーム事業利用券は、東京サマーランド、東京ディズニーリゾート、東京ドームシティアトラクションズ、横浜・八景島シーパラダイス、サンリオピューロランド利用券である。

各所属が保有している金券類として、最も多かったのは郵便切手で、金券類を保有する108所属中96所属（88.9%）が保有していた。

各所属が保有しているその他の金券類として、タクシーチケット、福祉タクシー券、全国共通おこめ券、自動車検査用印紙、すくすくカード、自動車燃料費助成券、理美容券があった。

金券類の購入等による調達（以下「購入」という。）の時期については、在庫が少なくなった時や、必要となる事業の実施前に購入する所属が多かったが、時期を決めて購入している所属も見受けられた。

また、購入数量をどのように決めているかについては、過去の実績に基づく見込数という所属が多かったが、使用実績がないと予算を減額される恐れがあるので予算上限額まで購入しているという所属も見受けられた。

各所属が保有している金券類の取扱枚数は、表3のとおりであった。

表3 各所属が保有している金券類の取扱枚数 (単位:枚)

金券類の種類	令和3年度からの繰越枚数	令和4年度購入枚数	令和4年度使用枚数	令和5年度への繰越枚数
郵便切手	42,089	72,706	71,027	43,768
郵便はがき	920	1,589	1,498	1,011
レターパック	3,972	4,703	4,155	4,520
現金書留封筒	1,385	4,801	4,978	1,208
区内共通商品券	0	8,137	8,137	0
ごみ処理券	204,933	305,933	309,986	200,880
収入印紙	136	442	388	190
こども商品券	13,100	68,160	69,730	11,530
駐車券・駐輪券	26,569	331,009	328,482	29,096
都営交通無料乗車券	9,657	28,822	25,036	※2
ひとり親家庭休養ホーム 事業利用券	0	5,490	3,007	※ 0
入浴券	0	1,740	1,692	※2
タクシーチケット	0	12,579	11,832	※2
福祉タクシー券				100
その他(※1)	1,049	16,007	14,282	※2
合計	303,810	862,118	854,230	※2

※1 その他に含まれる金券類は、自動車検査用印紙、全国共通おこめ券、図書カード、すくすくカード、「はり、きゅう、マッサージ・指圧割引券」、理美容券、自動車燃料費助成券、民営バス乗車割引証である。

※2 令和4年度中に使用しなかった金券類のうち、東京都へ返却又は有効期限切れにつき年度末に廃棄したものがあため、令和5年度への繰越枚数と一致していない。

各所属が保有している金券類の取扱金額は、表4のとおりであった。

表4 各所属が保有している金券類の取扱金額(※1) (単位:円)

金券類の種類	令和3年度からの繰越金額	令和4年度購入金額	令和4年度使用金額	令和5年度への繰越金額
郵便切手	2,953,124	5,835,236	5,734,944	3,053,416
郵便はがき	60,152	100,908	95,022	66,038
レターパック	1,804,320	2,018,360	1,829,710	1,992,970
現金書留封筒	29,082	100,821	104,537	25,366
区内共通商品券	0	21,470,000	21,470,000	0
ごみ処理券	47,597,412	95,311,280	99,813,520	43,095,172
収入印紙	72,400	235,500	213,200	94,700
こども商品券	13,100,000	68,160,000	69,730,000	11,530,000
その他(※2)	28,500	491,500	494,500	25,500
合計	65,644,990	193,723,605	199,485,433	59,883,162

※1 各所属が保有している金券類のうち、調書から取扱金額の積算が可能であったものについて集計した。

※2 その他に含まれる金券類は、自動車検査用印紙、全国共通おこめ券、図書カードである。

郵便切手については、取り扱う所属数が多いため、令和5年度への繰越枚数及び繰越金額が多かった。

ごみ処理券については、対象所属の中では6所属のみが保有していたが、令和5年度への繰越枚数及び繰越金額が最も多かった。

こども商品券についても、限られた所属のみが保有していたが、取扱金額はごみ処理券に次いで多かった。

(2) 使用実績のなかった金券類の保有状況

令和4年度中に使用実績がなかった金券類の保有状況は、表5のとおりであった。

表5 使用実績がなかった金券類の保有状況

区分	所属数	構成比
保有している	75	69.4%
保有していない	33	30.6%
合計	108	100.0%

令和4年度中に使用実績がなかった金券類を保有している所属は、金券類を保有している108所属中75所属(69.4%)であり、多くの所属が使用実績のない金券類を保有していることがわかった。

令和4年度中に使用実績がなかった金券類は、表6のとおりであった。

表6 各所属が保有している使用実績がなかった金券類（複数回答）

金券類の種類	所属数	金券類の種類	所属数
郵便切手（1円）	19	郵便切手（260円）	1
郵便切手（2円）	14	郵便切手（270円）	2
郵便切手（5円）	4	郵便切手（280円）	7
郵便切手（10円）	12	郵便切手（290円）	4
郵便切手（20円）	2	郵便切手（310円）	3
郵便切手（30円）	1	郵便切手（320円）	2
郵便切手（50円）	7	郵便切手（350円）	1
郵便切手（52円）	5	郵便切手（500円）	4
郵便切手（62円）	6	郵便切手（1000円）	1
郵便切手（63円）	7	郵便はがき（50円）	21
郵便切手（80円）	3	郵便はがき（52円）	6
郵便切手（82円）	8	郵便はがき（62円）	9
郵便切手（84円）	4	郵便はがき（63円）	5
郵便切手（90円）	4	往復はがき（100円）	13
郵便切手（92円）	7	往復はがき（104円）	3
郵便切手（94円）	4	往復はがき（124円）	1
郵便切手（100円）	4	往復はがき（126円）	3
郵便切手（120円）	5	現金書留封筒	5
郵便切手（140円）	4	レターパックプラス	4
郵便切手（205円）	2	その他	15

令和4年度中に使用実績がなかったその他の金券類は、自動車検査用印紙、四ツ又地下駐車場駐車サービス券、収入印紙、事業系有料ごみ処理券であった。

令和4年度中に使用実績がなかった金券類を保有している主な理由は、表7のとおりであった。

表7 使用実績がなかった金券類を保有している主な理由（複数回答）

金券の種類	主な理由	回答数
郵便切手 郵便はがき	使用機会がなかった（少なかった）	50
	改定前の旧料金のため、使用機会がなかった	30
	料金改定差額分を必要としなかった	14
	その他	4
ごみ処理券	事業系ごみ処理券の購入者がいなかった	3
駐車券	四ツ又地下駐車場の利用者がいなかった	1
その他	該当する事務が発生しなかった	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

各所属が保有している令和4年度中に使用実績がなかった金券類は、主に郵便切手と郵便はがき（往復はがきを含む。）で、郵便切手は様々な券種（29種類）で使用実績がなかった。特に、郵便料金改定差額対応用の少額切手や郵便料金改定前の旧料金の郵便はがきについて、使用実績がなかったと回答した所属が多かった。

（3）今後使用見込みのない金券類の保有状況

各所属における今後使用見込みのない金券類の保有状況は、表8のとおりであった。

表8 各所属における使用見込みのない金券類の保有状況

区分	所属数	構成比
保有している	26	24.1%
保有していない	82	75.9%
合計	108	100.0%

今後使用見込みのない金券類を保有しているのは、金券類を保有している108所属のうち26所属（24.1%）であった。

今後使用見込みはないが保有している金券類は、表9のとおりであった。

表9 今後使用見込みはないが保有している金券類（複数回答）

金券類の種類	所属数	金券類の種類	所属数
郵便はがき（50円）	14	郵便切手（52円）	2

郵便はがき (52 円)	2	郵便切手 (62 円)	2
郵便はがき (62 円)	3	郵便切手 (80 円)	1
郵便はがき (63 円)	1	郵便切手 (92 円)	3
往復はがき (100 円)	11	郵便切手 (100 円)	1
往復はがき (104 円)	2	郵便切手 (140 円)	1
往復はがき (126 円)	2	郵便切手 (270 円)	2
郵便切手 (1 円)	5	郵便切手 (280 円)	2
郵便切手 (2 円)	4	郵便切手 (350 円)	1
郵便切手 (50 円)	2	現金書留封筒	1

今後使用見込みのない金券類を保有している主な理由は、表 10 のとおりであった。

表 10 今後使用見込みのない金券類を保有している主な理由（複数回答）

主な理由	回答数
使用する機会がない（少ない）	16
郵便料金改定前の旧料金なので使用機会が見込めない	8
郵便料金改定対用の少額切手なので使用機会が見込めない	3
組織改正により、切手を使用する事業を移管したため、今後の使用見込みはない	1
多数保有しているので使用しきれない	1
劣化が進んでおり、使用しづらい	1
後納郵便で対応するため切手を使用しない	1
それぞれ枚数が少なく、他の切手と組み合わせても既定料金にならない	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

今後使用見込みはないが保有している金券類は、主に郵便はがき（往復はがきを含む。）と郵便切手で、使用する機会がない（少ない）という意見が最も多かった。次に、郵便料金改定前の旧料金なので使用機会が見込めないという意見が多く、郵便料金改定後時間が経過したことに伴い、使用しづらくなった券種が繰り越されている状況が明らかになった。

また、近年、電子化が普及したことにより、以前は郵便はがきで行っていた学校行事の申込を、ウェブサイトで行うことが可能となったため、郵便はがきを使用する機会が少なくなったという意見もあった。

【監査委員意見】

- 使用する数量に比べてやや過剰に金券類を保有していると思われる所属も見受けられた。必要となる数量を適切に見定め、過剰な在庫を保有しないよう計画的に調達すべきである。
- 郵便料金の改定により、旧料金の郵券を保有している所属が多く見られた。時間の経過に伴い使用しづらくなる場合もあることから、長期間保有しないよう有効な活用方法の検討を望む。

2 金券類の管理及び保管方法は適切に行われているか

(1) 金券類受払簿の作成状況

区では、規則第 20 条第 2 項において、「供用者は、郵便切手、回数乗車券その他会計管理者が指定する金券類については、金券類受払簿を備え、その使用状況を明らかにしておかなければならない。」と定めている。

各所属における金券類受払簿の作成状況は、表 11 のとおりであった。

表 11 金券類受払簿の作成状況

区 分	所属数	構成比
全ての金券類において作成している	103	95.4%
一部の金券類において作成していない	5	4.6%
合 計	108	100.0%

金券類を保有している 108 所属のうち、全ての金券類において金券類受払簿を作成しているのは 103 所属 (95.4%) であった。

一部の金券類において金券類受払簿を作成していない所属は 5 所属 (4.6%) で、金券類受払簿に代わる台帳やリストで管理しているという理由で作成していない所属が 4 所属あった。一方、購入後すぐに使用するという理由で金券類受払簿を作成していない所属もあった。

また、ほとんどの所属において、所属長による金券類受払簿の確認が行われていたが、金券類の種類によっては所属長による金券類受払簿の確認を行っていないものも見受けられた。

確認の頻度は、毎月 1 回実施している所属が多かったが、金券類の種類によっては、年 1 回しか金券類受払簿の確認を実施していないものも見受けられた。

(2) 金券類と金券類受払簿の複数人による照合確認

規則及び物品管理の手引 (以下「手引」という。) では、金券類と金券類受払簿の照合確認 (以下「照合確認」という。) を複数人で実施するよう明文化されていないが、複数人による照合確認の実施状況を調査したところ、表 12 のとおりであった。

表 12 複数人による照合確認の実施状況

区 分	所属数	構成比
全ての金券類において実施している	78	72.2%
一部の金券類において実施していない	30	27.8%
合 計	108	100.0%

金券類を保有する 108 所属のうち、保有する全ての金券類において複数人による照合確認を実施しているのは 78 所属 (72.2%) であり、一部の金券類において実施していない所属は 30 所属 (27.8%) であった。

複数人による照合確認を実施していない金券類は、表 13 のとおりであった。

表 13 複数人による照合確認を実施していない金券類 (複数回答)

金券の種類	所属数	金券の種類	所属数
郵便切手	19	民営バス乗車割引証	2
駐車券・駐輪券	13	都営交通無料乗車券	2
郵便はがき	11	すくすくカード	1
レターパック	10	入浴券	1
ごみ処理券	2	区内共通商品券	1
現金書留封筒	2	その他	2

複数人による照合確認を実施していないその他の金券類は、「はり、きゅう、マッサージ・指圧施術割引券」と、ひとり親家庭休養ホーム事業利用券であった。

複数人による照合確認を実施していない主な理由は、表 14 のとおりであった。

表 14 複数人による照合確認を実施していない主な理由 (複数回答)

金券の種類	主な理由	回答数
郵便切手 郵便はがき	保管している切手の種類及び枚数が多い	16
	前任者から照合確認をするように引き継がれていない	2
	担当者しか出し入れを行っていない	1
	何年も使用していない	1
	使用頻度が低い	1
駐車券 駐輪券	保管している枚数が多い	12
	受払時に在庫数を確認している	1
ごみ処理券	保管している券種及び枚数が多い	2

その他の金券	受払簿を作成していないので照合確認ができない	2
	発行者が発行の都度通し番号で確認している	2
	その他	3

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

複数人による照合確認を実施していない金券類は、郵便切手が最も多く、実施していない理由は、保管している郵便切手の種類及び枚数が多いからという意見が最も多かった。

駐車券及び駐輪券も郵便切手と同様に複数の所属で照合確認が行われていなかったが、実施していない理由は、保管枚数が多いからという意見が多かった。

なお、令和5年6月より、契約管財課から各所属へ交付される南館地下駐車場駐車券の最少交付枚数が、50枚から500枚へ引き上げられたことにより、今後、各所属で保管する駐車券が益々多くなるため、照合確認を実施しない所属が増えることが懸念される。

複数人による照合確認を行う際の確認者は、担当者と係長という所属が最も多く、次に、担当者と担当者とは別の職員という所属が多かった。所属長が照合確認を行っている所属は少数であった。

(3) 金券類の保管場所

手引において、「金券類は、換金することが容易なため、現金と同様に施錠ができる金庫に保管する等、厳重に管理しなければならない。」と定めている。金券類保管場所における施錠の状況は、表15のとおりであった。

表15 金券類保管場所における施錠の状況

区 分	所属数	構成比
全ての金券類を施錠できる場所で保管している	106	98.1%
一部の金券類を施錠できない場所で保管している	2	1.9%
合 計	108	100.0%

金券類を保管している108所属のうち、全ての金券類を施錠できる場所で保管している所属は106所属(98.1%)で、一部の金券類を施錠できない場所で保管している所属は2所属(1.9%)であった。

施錠できない場所で保管されていた金券類は駐車券及び駐輪券で、3日分

程度をカウンター周辺の棚（鍵なし）で保管し、それ以外の在庫は金庫で管理しているという所属もあった。

（４）全庁的な管理体制

区の物品管理事務を統括する会計管理室のヒアリングでは、金券類の管理は規則及び手引に基づき各所属が行っており、会計管理者が調査を実施したり報告を求めたりしていないとのことであった。従って、今後使用見込みのない金券類を各所属が保有したままになっているなどの実態についても把握していなかった。

【監査委員意見】

- 金券類受払簿について所属長の確認を受けていない所属があった。金券類の出納保管状況を確認するため、定期的に所属長の確認を受けることが必要だと考える。
- 金券類と金券類受払簿の複数人による照合確認を定期的を実施するなど、事故が起こりにくい仕組みづくりが必要だと考える。少なくとも、四半期に一度は所属長による照合確認を実施することが望ましい。
- 金券類の取扱いについて、東京都板橋区物品管理規則や物品管理の手引で定められている内容が少ない。金券類と金券類受払簿の複数人による照合確認や所属長による金券類受払簿の確認についてルールを定め、明文化する必要がある。

3 その他

各所属における金券類の管理に関する要望、自由意見は、表 16 のとおりであった。

表 16 金券類の管理に関する要望、自由意見（複数回答）

要望・自由意見	所属数
使用見込みのない郵券は、交換手数料を負担して使用見込みのある郵券に交換したい	15
使用しない金券類を必要な部署に譲れる仕組みがあると良い	7
年度末に、区で切手の両替をしてほしい	1
緊急対応用にある程度の郵券を保有することは必要だと思う	1
使用数量の目途が立てにくい事業のため、郵券を多めに保有する必要がある	1
予算を削減される恐れがあるので、予算上限まで購入している	1
はがきは使用しない期間が続くと劣化し、なお使用しにくくなる	1
契約管財課が交付する区役所駐車券・駐輪券の枚数は、部署ごとに臨機応変に対応してほしい	1

※本表は、自由記述方式の回答を内容別に分類したものである。

今後使用見込みのない郵券は、交換手数料を負担して使用見込みのある郵券に交換したいという意見が最も多く、今後使用見込みのない郵券を必要な部署に譲れる仕組みを求める意見も多かった。

【監査委員意見】

- 使用見込みのない金券類を長期間保有している所属が多く見受けられた。金券類は区の財産であり、有効に活用することが求められる。各所属が使用せずに保有している金券類について、有効に活用するための検討を求める。

第3 総括意見

今回の特定項目監査では、金券類の管理及び活用については概ね適正・適切なものと認められたが、一部の所属においては、使用見込みがない金券類を保有していること、金券類と金券類受払簿の照合確認を担当者のみで実施し複数人では実施していないことなどの課題が見受けられた。また、全庁的な管理体制の点でも十分とは言えない状況であった。

以上のことを踏まえ、総括意見を述べる。

第1に、所属を超えた金券類の有効活用を進める必要がある。

活用見込みのない金券類を長期間にわたり保有し続けることは、リスク管理上問題がある。金券類は区の重要な財産であるため、当該所属において活用の見込みがない場合には、所属を超えて融通できるよう、内容、要件、課題を含め、会計管理者に検討を求めたい。

第2に、金券類の管理におけるマニュアルの整備を進める必要がある。

東京都板橋区物品管理規則及び物品管理の手引において、金券類についての記載はあるものの、具体的な定義や管理方法については十分な内容とは言えない。そのため、各所属における管理体制が統一されておらず、金券類受払簿を所属長が確認していない所属や、金券類と金券類受払簿の照合確認を担当者のみで実施している所属などが見受けられた。

金券類は区の重要な財産であり、かつ換金性があることから、紛失や盗難等の事故を防止するため、現金に準じた適正な管理が求められ、全庁的に統一されたルールが必要である。

会計管理者はルールの徹底を含めた職員の意識啓発に取り組むよう望む。

決算審査

令和4年度決算審査結果について

第1 審査の対象

- 1 令和4年度東京都板橋区一般会計歳入歳出決算書及び証書類
- 2 令和4年度東京都板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 3 令和4年度東京都板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 4 令和4年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 5 令和4年度東京都板橋区東武東上線連続立体化事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 6 令和4年度東京都板橋区奨学資金貸付基金運用状況調書
- 7 令和4年度東京都板橋区美術資料収集基金運用状況調書
- 8 令和4年度東京都板橋区災害対策基金運用状況調書
- 9 附属書類
 - (1) 令和4年度東京都板橋区各会計歳入歳出決算事項別明細書及び予算の執行実績
 - (2) 令和4年度東京都板橋区各会計実質収支に関する調書
 - (3) 令和4年度財産に関する調書

第2 審査の期間

令和5年7月7日から令和5年8月30日まで

第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定によって作成されているか否かを確認するとともに、歳入歳出決算の計数を会計管理者所管の関係諸帳簿・証書類と照合審査した。
- 2 経理状況については、関係部課の帳簿・文書等により審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。
- 3 財産については、土地及び建物は台帳により、出資による権利、無体財産権、債

権、基金及び物品は関係諸帳簿・証書類等により照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。

- 4 各基金の運用状況については、審査に付された各基金の運用状況調書に誤りがないか、各基金が設置の目的に従い適正かつ効率的に運用されているかについて、各関係部課の帳簿、台帳及び証書類を照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。また、各基金の経理状況及び保管管理の状況については、会計管理者所管の関係諸帳簿及び証書類並びに各関係部課の帳簿等により照合審査した。

第4 審査の結果

1 計数審査

各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び予算の執行実績、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況調書は、法令の様式を備え、表示された計数は正確であり、会計管理者及び関係部課が所管する諸帳簿・証書類と照合審査した結果、いずれも適正なものと認められた。

2 財政の状況

令和4年度各会計の決算収支、財政構造及び予算の執行状況については、項を改めて会計別にその概要を述べるが、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められた。

第5 総括意見

「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和5年1月23日閣議決定）によれば、「我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。」となっている。

このような中、板橋区は、令和4年度においては、6次にわたり一般会計補正予算を編成し、総額306億28百万円に及ぶ予算増額を行い、新型コロナウイルス感染症対策に加えて物価高騰等が区民生活や地域経済に及ぼす影響への対策等を実施してきた。

令和4年度の板橋区の財政状況をみると、歳入では、特別区交付金はその原資となる調整三税のうち、企業収益の堅調な推移を背景にした市町村民税法人分の大幅な増加の影響を受け前年度と比較し53億56百万円の増額となった。また、都支出金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増等により44億78百万円の増額となったほか、繰越金が31億47百万円、特別区税が17億84百万円の増額となった。その

一方で、国庫支出金が子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の大幅な減等により82億52百万円の減額になったほか、繰入金が31億23百万円、特別区債が25億6百万円の減額となった結果、前年度と比較して総額で17億63百万円、0.7%の増となった。

歳出では、再開発事業の進捗や区営住宅の改築により土木費が22億43百万円の増額となったほか、衛生費が9億81百万円、教育費が7億46百万円の増額となった。その一方で、中小企業者事業継続支援金給付事業の終了等により産業経済費が7億20百万円の減額になったほか、総務費が6億48百万円、公債費が3億55百万円の減額となった結果、前年度と比較して総額で34億26百万円、1.4%の増となった。

また、財政調整基金については、令和4年度中の35億4百万円の取崩しに対して、これを上回る42億62百万円の積立てを行い、令和4年度末における残高は275億52百万円となっている。財政調整基金は、特定目的基金とは異なり、必要な財政需要に対応した施策展開を図るための機動的な財源対策として活用することにより、財政収支のバランスをとるものでもある。現状は安定した財政運営が行われているところであるが、今後も適切な活用を求めるものである。

次に、財政状況を令和4年度板橋区普通会計決算による財政指標からみると、実質収支比率は、前年度と比較して2.2ポイント低下したものの一般的に望ましいとされる3~5%の範囲を超える7.3%である。これは、令和3年度繰越明許費として令和4年度に繰り越された住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に多くの不用額が生じる等、前年度に引き続き100億円を超える歳計剰余金が生じたことが要因である。

経常収支比率は、前年度と比較して1.7ポイント低下し、引続き適正水準とされる70~80%の範囲内である77.4%となっている。これは、特別区交付金が大きく増加したことが主な要因であるが、特別交付金は景気動向に大きく左右されるものであることに加え、ウィズコロナによる社会環境の変化や公共施設の更新需要等が区財政へ与える影響を見極め、持続可能な区政経営を推進していくための財政基盤を確立していくことが求められる。

公債費負担比率は、前年度と比較して0.2ポイント低下し、1.5%となり、人件費比率は、退職者数の増による退職手当の増や児童相談所開設等による会計年度任用職員の増により人件費が増加した影響で、前年度と比較して0.1ポイント上昇し、13.0%となった。引続き、起債の計画的な活用や、職員定数の適正化等、人件費の増加への留意を求めるものである。

今後の財政展望については、歳入面では、税制度の度重なる改正の影響は大きく、令和4年度は増加に転じたとはいえ、特別区民税の動向を楽観視することはできない。

歳出面では、まちづくり事業の推進や公共施設の再構築の取組等、多額の経費負担を伴う事業が継続するとともに、子育て支援施策の充実や障がい者自立支援給付等の扶助費の増加が見込まれている。

収支均衡した財政運営に安寧とすることなく、「いたばしNo.1 実現プラン2025」の改訂にあたっては、厳しい財政状況を想定したうえで、計画的かつ効率的な行財政運営を求めるものである。

健全化判断比率审查

令和4年度板橋区健全化判断比率審査結果について

第1 審査の対象

- 1 令和4年度東京都板橋区健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和4年度東京都板橋区健全化判断比率算定様式

第2 審査の期間

令和5年8月15日から令和5年8月30日まで

第3 審査の方法

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された上記の健全化判断比率の計算が正確であるか、算定の基礎となる健全化判断比率算定様式に記載された計数等に誤りがないかを主眼に審査を実施した。
- 2 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式の各数値の検証にあたっては、関係部課からの聴取をするとともに、その基となる関係資料の提出を求め、照合審査した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式に記載した数値は、各会計歳入歳出決算書等決算数値、諸資料、諸帳簿と照合審査した結果、適切な算定数値が用いられ、その算出過程は正確であり、誤りのないものと認められた。

- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、法に照らし、いずれも適正なものと認められた。

第5 総 括

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	板 橋 区		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	比 率	(算出比率)		
実質赤字比率	—	(△7.33)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	(△8.86)	16.25	30.00
実質公債費比率	△4.1	(△4.1)	25.0	35.0
将来負担比率	—	(△94.5)	350.0	

※1 比率の「—」は、当該比率が生じていないことを示している。

※2 (算出比率)は、既定の数式により算出した参考数値である。

(1) 実質赤字比率

令和4年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は11.25%である。

(2) 連結実質赤字比率

令和4年度の一般会計等と特別会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は16.25%である。

(3) 実質公債費比率

令和4年度の実質公債費比率は△4.1%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回り、法に定める将来負担比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

2 意 見

令和4年度における東京都板橋区健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、法に照らし、適正なものと認められる。

今後も、行財政改革を遂行し、健全な財政基盤を確立することを望む。

行政監査

令和5年度第1回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ

フレイル予防・介護予防事業について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、誰もが健康でいきいきと活動できる健康寿命の延伸のため、区民の主体的な健康維持・増進や生きがいづくりにつながる活動を支援している。

そこで、フレイル予防・介護予防事業は計画的・効果的に行われているか、関係課・関係機関等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) フレイル予防・介護予防に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。
- (2) 関係課・関係機関等との連携は図られているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

令和4年度までに実施されたフレイル予防に関する事業及び一般介護予防事業
※フレイル予防に関する事業は、シニア世代の社会参加促進に関する事業を含む。介護予防事業については、原則65歳以上の全ての区民が参加できる一般介護予防事業のみを対象とする。

(2) 監査対象課

健康生きがい部 長寿社会推進課
健康生きがい部 おとしより保健福祉センター

5 監査実施期間

令和5年5月30日（火）から令和5年11月30日（木）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地監査は、令和5年7月26日（水）・27日（木）に行った。

<現地監査場所>

おとしより保健福祉センター

第2 監査結果

現況と課題

- 1 高齢者の現況とフレイル予防・介護予防
- 2 フレイル予防・一般介護予防事業に関する国・都の動向
- 3 フレイル予防と介護予防に係る区取組
- 4 フレイル予防に関する事業及び一般介護予防事業に係る協議組織
- 5 フレイル予防に関する事業及び一般介護予防事業の現況

検討・改善を求める事項

着眼点1：フレイル予防・介護予防に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。

1 フレイル予防の効果的な普及啓発について

長寿社会推進課は、これまでのフレイルチェック測定会で得られた結果データやIOGから提供される研究結果を周知内容に盛り込むことや、情報紙の発行や講演会等の既存事業を周知ツールとして活用することなど、シニア世代やその家族に対して効果的な普及啓発の方策を研究する必要がある。(P. 27)

<長寿社会推進課>

2 絵本読み聞かせボランティアの人材確保について

長寿社会推進課は、「絵本のまち板橋」の取組や読み聞かせの担い手不足の現状を講座内で説明する機会を作るなど、修了生の読み聞かせ活動の継続と自主グループへの参加を促す方策を検討する必要がある。(P. 29)

<長寿社会推進課>

3 認知症予防事業の効果的な運営等について

おとしより保健福祉センターは、当事業の実施時期やテーマ設定、会場選定等、ニーズを把握したうえで効果的な事業運営を目指すとともに、男性参加者の増加に向けた方策を検討する必要がある。(P. 48)

<おとしより保健福祉センター>

4 一般介護予防事業評価事業における対象事業の拡大について

おとしより保健福祉センターは、現在評価対象としている介護予防把握事業以外の一般介護予防事業も評価対象に加えるなど、対象事業の範囲を拡大し、外部委員のアドバイスを得られる評価委員会を有効活用する必要がある。(P. 53)

<おとしより保健福祉センター>

着眼点2：関係課・関係機関等との連携は図られているか。

1 ハイリスク者への介入に関する協力体制の構築について

現状では、フレイルチェックシートでの判定をそのまま元気力チェックシートの判定に紐づけることができず、ハイリスクと判定された参加者を、滞りなく適切な介護保険サービスにつなぐ体制が構築できていない。

長寿社会推進課は、おとしより保健福祉センターと連携し、区として介入を必要とする区民を取りこぼすことのない協力体制を構築する必要がある。

＜長寿社会推進課＞

2 元気力チェックとフレイルチェックに関する協力体制の構築

地域包括支援センター及びおとしより保健福祉センターが利用する元気力チェックシートと、長寿社会推進課が実施するフレイルチェックシートは、類似のチェック項目が多い。区民が、参加する事業を選ぶ際に混乱しないよう、おとしより保健福祉センターは長寿社会推進課と連携し、それぞれの事業の理解を深めるとともに、区として、一貫性のある介護予防・フレイル予防事業を展開していく協力体制を構築する必要がある。

＜おとしより保健福祉センター＞

3 はすのみ教室の効率的な事業運営について

介護予防や健康増進等を目的に活動する自主グループに活動場所を提供する事業は、おとしより保健福祉センターでも行っている。いずれも、一般介護予防事業の範疇であり、同じ要綱（ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱）に基づき実施している。

長寿社会推進課は、教室の貸出業務、または、当事業全体をおとしより保健福祉センターに移管するなど、効率的な事業運営について研究する必要がある。

＜長寿社会推進課＞

4 ウェルネス活動団体への活動場所の提供について

介護予防や健康増進等を目的に活動する自主グループに活動場所を提供する事業は、長寿社会推進課が開催するはすのみ教室でも行っており、いずれも同じ要綱（ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱）に基づき実施している。

おとしより保健福祉センターは、長寿社会推進課と連携し、区内で幅広く活動する団体を増やしていくために、効果的な事業運営について研究する必要がある。

＜おとしより保健福祉センター＞

総括意見

区は、「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」に基づき、「高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現」を基本理念として、誰もが健康でいきいきと活動できる健康寿命の延伸のため、区民の主体的な健康維持・増進や生きがいつくりにつながる活動を支援している。具体的に同計画において、介護保険法に基づく従来からの一般介護予防事業に加え、新たにフレイル予防に関する事業も本格的に展開している。

このような中、区における高齢化の現況を鑑みると、区は、フレイル予防がより早期からの介護予防であることを改めて認識し、関連部署間や関係機関等との連携を一層強化しながら、両者を一体的に取り組んでいかなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、フレイル予防の重要性について、広く区民に周知・普及啓発する必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請により、自宅での引きこもりを余儀なくされた高齢者のフレイル進行が大きな社会問題となり、フレイルという言葉に注目が集まったが、認知度はまだまだ低い状況にある。

区における要介護（要支援）認定者数・認定率の上昇を抑制するためには、早期の介護予防であるフレイル予防の重要性について広く区民に周知・普及啓発し、健康寿命延伸に向けた区民の行動変容を促す必要がある。これまでのフレイル予防事業で得られたデータを周知内容に盛り込むなど、区民がより自分事として身近に認識できる周知方法が求められる。

また、周知・普及啓発に当たっては、フレイル状態に陥りやすい高齢者だけでなく、周りの家族などに対するアプローチも求めたい。

第二に、事業の整理と、組織間の役割分担の明確化が必要である。

区では、フレイル予防については長寿社会推進課が、介護予防については主におとしより保健福祉センターが所管している。このような中、例えば 65 歳以上の健常者に対しては、各所管から類似のサービス提供が散見される。また、組織間の連携体制も十分とは言えない状況にある。

高齢者の身体的な衰えのプロセスでは、健常な状態からプレフレイル、フレイルを経て要支援、要介護に至るという連続性がある。また、衰えはじめの年齢やスピード等には個人差もある。こうした中、全ての高齢者に対して切れ目なく効率的な支援を行うためには、特にフレイル予防・介護予防に関する類似サービスを同一の対象者に提供している分野において、事業を整理し、組織間の役割分担を明確にする必要がある。

高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らせるまちの実現に向けて、フレイル予防・介護予防に関する取組の一層の推進を期待する。

令和5年度第2回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ

スポーツの推進について

2 監査テーマ選定の趣旨

区は、区民の誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らすことのできるスポーツのまちの実現に取り組んでいる。

そこで、スポーツの推進に関する事業は計画的・効果的に行われているか、事業に係る経費は効率的に使われているか、区民・関係団体・関係課等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点

- (1) スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。
- (2) 事業に係る経費は効率的に使われているか。
- (3) 区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。

4 監査対象及び監査対象課

(1) 監査対象

令和4年度までに実施されたスポーツの推進に関する事業

(2) 監査対象課

区民文化部 スポーツ振興課

福祉部 障がいサービス課

5 監査実施期間

令和5年6月30日（金）から令和5年12月26日（火）まで

6 監査委員による聞き取り調査等

監査委員による聞き取り調査及び現地視察は、令和5年8月7日（月）・8日（火）に行った。

<現地視察場所>

- ・あずさわスポーツフィールド

（板橋区立小豆沢体育館・小豆沢野球場・小豆沢庭球場・和弓場）

- ・板橋区立赤塚体育館及び赤塚少年運動場

第2 監査結果

現況と課題

- 1 国の施策
- 2 東京都の施策
- 3 板橋区の施策
- 4 体育施設
- 5 推進体制
- 6 スポーツに関する事業の現況
- 7 スポーツに関する情報発信

検討・改善を求める事項

着眼点1 スポーツの推進に関する事業は、計画的・効果的に行われているか。

1 現状分析とそれに基づいた指標及び目標値の設定について

今後の計画策定や事業実施に当たっては、現状の詳細な分析を行い、それに基づいた指標及び目標値の設定と、目標達成に資する事業の展開が必要である。

＜スポーツ振興課＞

2 改築・改修における安全対策

利用者が安心安全に施設を利用できるよう、その都度適切に対処することが重要であり、また蓄積したリスク事例を今後の改築・改修に生かし、施設の質と安全性を向上させていくことが必要である。

＜スポーツ振興課＞

3 スポーツに関する情報発信

多世代に情報が届くよう、従来の形式も継続しつつ、SNSを積極的に活用し、時流を捉えた発信を展開していくことが必要である。

＜スポーツ振興課・障がいサービス課＞

着眼点2 事業に係る経費は効率的に使われているか。

1 JOCオリンピックデーランについて

限りある経費を最大限に有効活用し、より効果的にレガシーが継承できるよう、事業の在り方を検討する必要がある。

＜スポーツ振興課＞

着眼点3 区民・関係団体・関係課等との連携は図られているか。

1 障がい者スポーツの推進について

誰一人取り残さないスポーツ行政を推進するためには、障がい者が積極的にスポーツをする機会が増えるよう、障がい者スポーツの現状やニーズについて調査研究し、今後の施策のあり方や必要な推進体制の見直しを検討していくことが必要である。

＜スポーツ振興課・障がいサービス課＞

総括意見

区は、平成 28 年度からのスポーツ推進ビジョンに基づき、基本目標である「区民の誰もが親しめるスポーツ環境の整備」及び「スポーツによる地域の活性化とにぎわいの創出」の実現に向けて施策を推進してきた。令和 7 年度に同ビジョンが最終年度を迎えるに当たり、東京 2020 大会のレガシー創出の状況を含め、これまでの取組を検証するとともに、次期ビジョンを見据えつつ目標実現のための施策を更に充実させていかなければならない。

こうした状況を踏まえて総括意見を述べる。

第一に、区は、一部の競技愛好者だけでなく、広く区民がスポーツに触れる機会を創出することが必要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、体を動かさないことによる様々な影響が顕在化し、スポーツの持つ価値が改めて認識された。スポーツは、単なる身体活動ではなく、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会の活性化など、その効果が多方面にわたる人間にとって必要不可欠な活動である。

現在、区は様々なスポーツ事業を展開しているが、その多くは既にスポーツに親しんでいる人やスポーツに関心のある人を対象とした事業であり、無関心層を取り込むことを目的とした事業は不十分である。

区は、様々な世代・立場・状況の区民がスポーツに興味を持ち、スポーツに参加し、継続してスポーツに親しむことができる事業を実施することが求められる。また、事業実施に当たっては、効果検証を行うことも重要である。

第二に、区は、障がい者スポーツを積極的に推進することが必要である。

平成 23 年に制定されたスポーツ基本法は、それまで規定のなかった障がい者スポーツについて、「必要な配慮をしつつ推進されなければならない」（第 2 条第 5 項）とし、その必要性を明確にした。

また、東京 2020 大会は原則無観客での開催となったが、連日メディアで取り上げられ、パラリンピックにおけるアスリートのパフォーマンスは、障がい者に対する社会的な関心を集め、障がい者スポーツに関する認知も高まった。令和 7（2025）年には、デフリンピックの都での開催も予定されている。

現在、区において、障がい者が競技性の高いスポーツを楽しむ事業は実施されておらず、また、障がい者のスポーツ実施状況についても把握していない。

区は、多様な主体によるスポーツ参画促進の必要性を改めて認識し、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じた障がい者スポーツを推進することが必要である。

各々の関心・適性等に応じて、安心安全にスポーツを行う環境・機会を確保することは、区に課せられた重要な責務である。

区の積極的なスポーツの推進により、区民の誰もがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で心豊かに暮らすことのできるスポーツのまちが実現することを期待する。

例月出納検査

令和5年度例月出納検査結果報告書

1 検査月日	令和5年4月28日(水)	(令和5年3月分)
	令和5年5月30日(火)	(令和5年4月分)
	令和5年6月30日(金)	(令和5年5月分)
	令和5年7月31日(月)	(令和5年6月分)
	令和5年8月30日(水)	(令和5年7月分)
	令和5年9月28日(木)	(令和5年8月分)
	令和5年10月30日(月)	(令和5年9月分)
	令和5年11月30日(木)	(令和5年10月分)
	令和5年12月26日(火)	(令和5年11月分)
	令和6年1月30日(火)	(令和5年12月分)
	令和6年2月28日(水)	(令和6年1月分)
	令和6年3月28日(木)	(令和6年2月分)

2 検査対象課
会計管理室

3 検査対象
会計管理者所管の区一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出外現金及び基金の金銭出納状況

4 検査結果
検査資料と関係諸帳簿、証拠書類により計数審査を行い、各月末日における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、各会計、歳入歳出外現金及び基金とも計数上の誤りのないことを確認した。

令和5年度

監査結果報告書

刊行物番号

R06-45

令和6年7月

発行 板橋区監査委員事務局
(3579) 2661